

# すくも市議会だより

第35号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

## 定例会の概要

第一回定例会は、平成十八年三月八日に開会し、十六日間の会期で三月二十三日に閉会しました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

### 当初予算

#### ○一般会計（議案第十三号）

平成十八年度一般会計予算は総額で九十九億七一九万三千元で、対前年比四パーセントの減となっております。

尚、詳細については、二、三ページをご参照下さい。

### 補正予算

#### ○一般会計（議案第二号）

今回の補正予算は、総額で二億七、九九五万三千元が増額補正され、累計で一〇七億九、〇九九万五千元となりました。

#### （歳出の主なもの）

- 職員退職手当
- .....四億八、九四三万円
- 生活保護扶助費
- .....二、一二一万円

## 三月定例会日程

3月8日（水）本会議

9日（木）	休会
10日（金）	休会
11日（土）	休会
12日（日）	休会
13日（月）	本会議
14日（火）	本会議
15日（水）	本会議
16日（木）	休会
17日（金）	休会
18日（土）	休会
19日（日）	休会
20日（月）	休会
21日（火）	休会
22日（水）	休会
23日（木）	本会議

開会、行政方針の表明

議案上程、

提案理由の説明

議案等精査

議案等精査

一般質問

一般質問

議案質疑

委員会審査

委員会審査

委員会審査

委員会審査

委員長報告、質疑

討論、評決、閉会

## 条例

○宿毛市一般職員等の給与に関する特例を定める条例の制定について

大変厳しい財政状況を踏まえ、職員の給料を三パーセントカットするため条例を制定しようとするものです。

◎宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

人事院勧告に基づき給料表の水準を四・八パーセント引き下げ、勤務実績を給与へ反映させる等の改正をしようとするものです。

◎宿毛市課設置条例の全部を改正する条例について

宿毛市の組織・機構の見直しに伴い改正しようとするものです。

◎宿毛市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

厳しい財政状況並びに行政改革大綱、集中改革プラン等を勘案し、市議会議員の報酬を月額一万五千円減額しようとするものです。

◎宿毛市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

条例公布の日以降初めての期日を告示される一般選挙から、市議会議員定数を「十八名」から「十六名」に減員しようとするものです。

# 提出された議案等

## (定例会)

議案番号	件名	議決結果
第1号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	同意
第2号	平成十七年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決
第3号	平成十七年度各特別会計(国民健康保険事業、へき地診療事業、定期船事業、特別養護老人ホーム、老人保健、学校給食事業、下水道事業、国民宿舍運営事業、幡多西部介護認定審査会、介護保険事業)補正予算について	原案可決
第12号	平成十八年度宿毛市一般会計予算について	原案可決
第13号	平成十八年度各特別会計(簡易水道事業、国民健康保険事業、へき地診療事業、定期船事業、特別養護老人ホーム、老人保健、学校給食事業、下水道事業、国民宿舍運営事業、幡多西部介護認定審査会、介護保険事業、水道事業)予算について	原案可決
第14号	宿毛市国民保護協議会条例の制定について	原案可決
第25号	宿毛市国民保護協議会条例の制定について	原案可決
第26号	宿毛市国民保護対策本部及び宿毛市緊急対処事態対策本部条例の制定について	原案可決
第27号	宿毛市移動通信用施設の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決
第28号	宿毛市一般職員等の給与に関する特例を定める条例の制定について	原案可決
第29号	宿毛市国民宿舍施設整備等基金条例の制定について	原案可決
第30号	宿毛市しあわせ長寿祝金支給条例の制定について	原案可決
第31号	宿毛市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の制定について	原案可決
第32号	宿毛市課設置条例の全部を改正する条例について	原案可決
第33号	宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第34号	宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

議案番号	件名	議決結果
第35号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第36号	宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決
第37号	宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第38号	宿毛市市担金徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決
第39号	宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決
第40号	宿毛市延滞金徴収条例の全部を改正する条例について	原案可決
第41号	宿毛市教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について	原案可決
第42号	宿毛市少年補導センター設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
第43号	宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第44号	宿毛市中央デイケアセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第45号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
第46号	宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第47号	宿毛市公衆便所条例の一部を改正する条例について	原案可決
第48号	宿毛市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について	原案可決
第49号	宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第50号	宿毛市下水道条例の一部を改正する条例について	原案可決
第51号	宿毛市下水道審議会条例の一部を改正する条例について	原案可決
第52号	宿毛都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

# 人事案件

平成十八年第一回定例会において、次の人事議案を全会一致をもって、同意しました。

## ○教育委員の選任

松田典夫氏（再任）  
宿毛市小筑紫町伊与野  
一、五四五番地

# 意見書

今定例会に議員より提出された次の意見書を原案の通り可決し、関係行政機関に提出しました。

\*紙面の都合により本文は割愛します。

## ○幡多地域に県立大学サテライト設置を求める意見書

○出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸し金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書

○違法伐採問題への取り組み強化を求める意見書

議案番号	件名	議決結果
第53号	宿毛市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第54号	宿毛市水道事業審議会条例の一部を改正する条例について	原案可決
第55号	宿毛市飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第56号	宿毛市簡易水道事業設置に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第57号	宿毛市民交通傷害保障条例を廃止する条例について	原案可決
第58号	宿毛市同和小口資金貸付基金条例を廃止する条例について	原案可決
第59号	宿毛市特別児童福祉手当条例を廃止する条例について	原案可決
第60号	宿毛市しあわせ年金支給条例を廃止する条例について	原案可決
第61号	高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約について	原案可決
第62号	高知県市町村総合事務組合から高知西部環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について	原案可決
第63号	幡多広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約について	原案可決
第64号	こうち人づくり広域連合規約の一部を改正する規約について	原案可決
第65号	高知西部環境施設組合の解散について	原案可決
第66号	高知西部環境施設組合の解散に伴う事務の承継について	原案可決
第67号	高知西部環境施設組合の解散に伴う財産処分について	原案可決
第68号	四万十市立保育所を宿毛市の住民が使用すること及び宿毛市立保育所を四万十市の住民の使用に供させることについて	原案可決
第69号	大月町立保育所を宿毛市の住民が使用すること及び宿毛市立保育所を大月町の住民の使用に供させることについて	原案可決
第70号	三原村立保育所を宿毛市の住民が使用すること及び宿毛市立保育所を三原村の住民の使用に供させることについて	原案可決

議案番号	件名	議決結果
第71号	土佐清水市立保育所を宿毛市の住民が使用すること及び宿毛市立保育所を土佐清水市の住民の使用に供させることについて	原案可決
第72号	黒潮町立保育所を宿毛市の住民が使用すること及び宿毛市立保育所を黒潮町の住民の使用に供させることについて	原案可決
第73号	市道路線の認定について	原案可決
第74号	字の区域及び名称の変更について	原案可決
第75号	宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について	原案可決
第76号	宿毛市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第77号	宿毛市議会議員定数条例の一部を改正する条例について	原案可決
意見書案 第1号	出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸し金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について	原案可決
第2号	幡多地域に県立大学サテライト設置を求める意見書の提出について	原案可決
第3号	違法伐採問題への取り組み強化を求める意見書の提出について	原案可決



# 一 般 質 問

三月定例会の一般質問は、十三日、十四日の二日間に八人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。

## 中平富宏 議員

### リサイクル（3R）への取り組みについて

**問** 宿毛市は庁内のごみ減量化作戦に取り組んでいるが、庁舎から出るごみの量を把握し、目標値を掲げて取り組むべきではないか。また、資源ごみを集める民間団体の立ち上げ、支援をしていくべきではないか。

**答** ごみ減量化作戦は、四月から実行予定であったものを一月から行っており、数値目標までは、まだ至っていない。これから、今までのごみの量を検索し今後どうするかを確定していく。市民団体が組織化されれば、非常に行政も助かる。資源ごみ回収に対する対価については必要になってくると考えている。



### 西地区の道路の冠水について

**問** 大雨の時に道路の冠水のため、西地域のライフラインがいつ切れてもおかしくない状態になっている。これ以上冠水させないためにも、新たな開発区域の排水を整備し、道路を改良するべきではないか。与市明川河口の改修計画と合わせて問う。

**答** 駅東地区土地区画整理事業区域の排水について、通常は、自然流下で与市明川へ流れているが、洪水時にポンプを稼働すると宿毛ポンプ場へ流入し松田川へ放流されている。ライフラインの確保には、既設の道路の嵩上げも一つの方法だと考えているが、現在、休止となっている与市明川河川改修工事を再開し、河口周辺の整備を進めないと基本的なライフラインの確保はできないと思っている。根本的に



解決できる妙案はまだ出ていないが、現在、県と協議を重ねている状況である。

### 小中学校耐震改修について

**問** 咸陽・大島小学校の二次耐震診断後の改修計画、及び他校の二次診断の計画について問う。

**答** 二次診断の結果、補強が必要であれば実施設計を行い、十九年度には耐震補強工事を行いたいと考えている。他校についても、順次、二次耐震診断に取り組みたいと考えている。

## 浅木 敏 議員

### 行政改革大綱について

**問** 政府は長期債務が七百七十兆円にもなるのに、米軍のため毎年六千億円もの支出をするなど多くのムダと浪費を続けている。自治体の財政運営は大変困難になっている。政府指針に従い宿毛市も行革大綱を作成したが、その内容は支所や学校等の統廃合、料金等の値上げ、わずかな少年・婦人消防隊への補助金までカットするなど市民生活への影響が顕著で批判も大きい。見直し再検討を求める。

**答** 国の制度改革等により、宿毛市財政は歳入確保が非常に困難となっている。宿毛市行革大綱では財政運営上、市民に一定の負担をお願いするものとなった。しかし、行革プランは地区住民の理解と市民の合意なしには推進できない。また、事業を推進するなかで見直しもある。少年・婦人消防隊への補助金は、議員指摘の教育的見地も含め検討もある。

## 国民保護法について

**問** 有事関連十法案が国会で強行採決され、日本政府が攻撃の恐れや攻撃されると予想すれば、直ちに戦争体制に入ることができることになった。有事のときに国民を保護するより戦争政策に協力させるのが国民保護法である。平時から臨戦態勢の社会をつくらせ国民の中に好戦気分をつくり戦争突入時には銃後を固めるものであり、戦時中の国家総動員法と似た法律である。これを実施に移す二条例案の撤回を求める。

**答** 国民保護法については国会で憲法論議がなされていると思う。私自身は憲法九条は

守られるべきものであると思う。戦争については、絶対に起こしてはならないし、起こさせはならない。戦争は市民・国民の全てが反対であると思う。国民保護法により国民保護協議会条例と、保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定が自治体に義務化されたので、二条例案を提案したものである。

## 菊地 徹 議員

### 宿毛市の活性化について



**問** 宿毛湾港を活用し、海外、特に中国との友好都市交流をしてはどうか。また、日本ウオーキング協会へ加入し、ウオーキング大会の開催を提案したい。

**答** 先月開かれた梓立祭に中国大使館より二名の外交官が来市され、宿毛と中国とのつ

ながりについての発言もあったが、直ちに中国港湾都市との友好交流はいろいろ課題がある。ただ国内では小松市との交流が進んでおり、かかわりを持った地域とのつながりを大切にしたい。

ウオーキングは健康にいいし、介護予防の面からも進めていきたい。日本ウオーキング協会への加入は、勉強し検討する。コースは松田川や中筋川沿いなど景観にすぐれたコースを市民の意見を聞き、参考にしていきたい。

### 宿毛独自の観光戦略について

**問** 本市独自の観光ガイドの養成や、市内観光マップの作成、観光特使を任命する考えはないか。市内観光コースの拠点となる宿毛歴史館の内容充実、咸陽島公園周辺の整備と沖の島の観光振興について聞く。

**答** 現在、ボランティアの登録はないが、観光客をもたす取り組みとして、観光ボランティアの育成を含め、観光協会等と連携して進めたい。本町活性化クラブと共に中心市街地等の宿泊施設や飲食店

## 岡崎 求 議員

### 補助金の考え方について

**問** 補助金の一律カットは無理があるのではないか。南海地震等、災害に対する自主防災の点から考えても、この時期に少年・婦人消防隊の補助金カットはいかがなものか。

**答** 厳しい財政状況の中で、聖域を設けずに見直しを行っている。今以上の支援を要する団体もあるという認識は持っている。災害から生命・財産を守るための施策には可能な限り予算措置をしている。補助金についても提言を考慮すべきものもあり、強行はしない。

### 宿毛佐伯航路について

**問** 本航路は、燃料費高騰に見舞われ厳しい経営内容と聞く。航路再開により恩恵を受ける関係機関が見守り、経営悪化にならないよう援助が必要ではないか。また民間団体の助成の経過を聞く。



等の宣伝マップを作成中である。観光に限らず宿毛の情報発信を本市出身の国内的、世界的に有名な方に「観光大使」としてお願ひし任命していきたい。歴史館の展示については、今年十一月から一ヶ月間、NHK大河ドラマ「功名が辻」関連で、土佐山内家の宝物資料館や安芸歴史民俗資料館から関係資料を展示する予定である。咸陽島公園の整備は景観がすばらしい場所だけに、インフラ整備をする必要がある。沖の島、鵜来島もまだ整備ができていないので、国交省の離島振興の制度を活用していきたい。

**答** 石油高騰により四千万円程度の赤字増が見込まれる。高知・大分両県では可動橋等の使用料を減免し、本市も二千万円を三年間助成する。広域市町村圏事務組合に対して支援の検討を提案していく。民間団体の助成だが、新聞報道もなされており、是非とも履行してもらいたいと考える。

### 篠山小中学校の改築について

**問** 事業費が五億円を下回った努力に対しては評価をしたい。その中で坪単価七十万について聞く。厳しい財政状況を考えたとき、他にし寄せがあるのではないか。改築した場合、篠山小中学校の運営について、小中一貫教育、きめ細かい教育が維持できるのか。

**答** 事業費については、必要最小限の規模にして減額した。必要な新規事業は実施するなど、市民生活に影響を及ぼさないよう配慮した。坪単価については、間仕切りが多い等を聞いている。学校運営について、地域と共に、児童生徒の増加、教育の学力向上等に取り組んでいく。



### 有田都子 議員

#### 宿毛の民具展について

**問** 各時代を懸命に生きた庶民の生活を支えた道具、民具が宿毛にも数多く存在し、収集されている。世代を越えた人々の心を通わせるぬくもりの場や良き民俗習慣の伝達場とするために文教センターにおいて、民具の展示をしてはどうか。

**答** 市としての民具展の開催が一度もなかったため、準備期間を要する。分類作業、整理等の時間、また十八年度の文教センターの貸し館状況を考えると、十八年度中の実施は厳しいが、調整をし、できるだけ早い機会の開催に向けて努力していく。

#### 四国八十八ヶ所遍路文化の世界遺産登録について

**問** 遍路文化の世界遺産登録という運動が種々の団体等で起きている。その目標を掲げ、暖かいお接待、清掃活動、広報活動等、地域で人々が今できることから地道に取り組むことは、四国の、宿毛の活性化にもつながってくると思われる。市長としてこの方向性をどう考えるか。

**答** 世界遺産登録は、地域の活性化のためにも大切なことで、賛意を示し協力したい。四国の市長会でも取り組み等を聞きたい。まず地域の人がお遍路に対し心からのおもてなしをする体制をつくるのが大切。提案を踏まえ、市としてもできることを着実にしていく。

#### 児童生徒の生活リズム悪化への対応について

**問** 子どもの生活習慣が乱れ、心身ともに不健康なまま成人に向かうことが憂慮される。近々の入学、家庭訪問等の大切な時期を生かし、改めてこの課題の重要性を家庭等に示し、

改善のための取り組みを求める。

**答** 食事、睡眠、遊び等、あたりまえの生活リズムの悪化は学習力の低下に至ることを認識し、各校ともその改善のため真剣に取り組んでいる。十八年度には、栄養教諭の配置という明るい点もあり、家庭、各機関とも連携し改善により一層努めたい。



### 沖本年男 議員

#### 中筋川ダムにもゲートを設置すべき

**問** 私は宿毛東部地域の洪水防止策を国土交通省に求めてきたが、国からは計画中の横瀬川ダムを設計変更して、放流口にゲートを設置し、下流が洪水の場合、降雨の状態を勘案の上、ゲートを閉じるのが可能な構造になったと説

明があった。内水洪水への対策であり評価はするが抜本策にならない。抜本策は、宿毛市側の内水対策ができていない県管理の河川を国の直轄河川に編入し、中筋川流域全体の防災対策として位置づけることから始めるべきではないか。

**答** このようなダムへの洪水調節のためのゲート設置は全国で類を見ないが、本来、中筋川ダムにもあってしかるべきと認識している。予想可能な洪水時に中筋川のダムを事前に放流し水位を下げることや、県管理河川のしゅんせつも実施されることになった。国には洪水を放置したままでのダム建設は住民にとって大変なことと、国直轄河川への編入を強く要請している。ダム建設の前に国の最高の技術を持った専門家に知恵を出していただき、抜本的な洪水対策を考えてほしい。

#### 十キロのごみ処理費は四百二十六円

**問** ごみの減量化は市の財政にも大きく影響する。排出ごみの有効活用などを市民に提



(幡多クリーンセンター)

案し、ごみ減量化の年次計画をつくるべきではないか。減量による経費の削減分は生ごみ有効活用やリサイクル事業の原資とし、一層の減量化を促進すべきだ。

答 溶融炉ができ何でも燃やせる風潮が広まりリサイクルに影響が出たのではないか。クリーンセンターのごみ処理分担金は市町村の持ち込むごみの重量で決まり、ごみの処理費は全体で十キロあたり四百二十六円になる。生ごみは微生物を用いてたい肥化に取り組む必要がある。また、コンポストの補助はしているが、市民には生ごみの水切りも求めたい。

## 寺田公一 議員

### 地域振興策について

問 橋上地域をはじめ周辺地域は、JAの機構改革により、住民生活に大きな影響が出るのが懸念される。中心市街地の活性化だけに目を向けるのではなく、行政は過疎化、地域の消滅の危機的状况に真剣に取り組むべきである。

答 全体として人口の減少傾向にあり、新興住宅地の整備地域への人口の集中等により、中山間地域に減少傾向が顕著に現れている。

集落営農組織としての維持が理想だが、当面は担い手の育成、支援、女性リーダーの掘り起こしなど、地域づくりへの取り組みや団塊の世代への空き家、休耕田などの情報発信もしていきたい。

### 介護保険について

問 今回の法改正による介護サービスの変更内容と介護保険料基準額が四千八百九十円に大幅に改正された要因を聞く。

答 要支援、要介護になる恐れのある老人を、水際で防ぐ地域支援事業と、要支援の軽度の老人が、重度化に移行しないように支援する新予防事業とが展開される。

介護保険料基準額が大きく伸びた理由については、総人口が減少しているにもかかわらず、第一号保険者が急増していること、要介護認定者数、サービス利用者の増加、グループホーム及び介護療養型医療施設の計画値を大幅に超えた増床、第二期介護保険事業計画値を大幅に超える財政安定化基金からの貸付金による償還金の発生などによるものだ。

### 教育問題について

問 橋上中学校の統合問題は、校区の広さやスクールバスの運行時間など地域の現状を見たととき、計画に無理があるのではないか。

答 行政改革大綱、集中改革プランにあるように、十八年度から地区説明を始めて、統合目標年度を二十一年に設定しているが、あくまでも地元理解を得るなかで進めていきたい。橋上中学校のあり方

については、地域保護者と検討していく必要がある。

## 中川 貢 議員

### 雇用対策を 地域再生計画で

問 宿毛市をとりまく雇用環境は悪化し、仕事に就けない住民からは悲鳴の声が上がっている。こうした雇用環境を改善するために、地域の自主的な取り組みを支援するための地域再生計画によるメニューの活用を提案する。

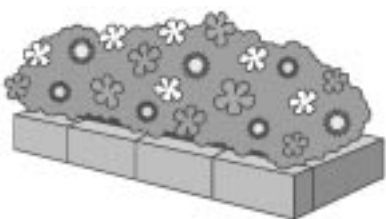
答 地域再生計画については、地域の方々からのアイデア募集を怠っていたことを反省している。行政だけでなく、皆さんに情報を開示してアイデアを出していただき、地域再生計画に乗せていくように取り組む。

### 公契約の入札制度 の見直しを

問 宿毛市が発注する業務委託契約は安ければよいとする見積もり入札がほとんどだ。

これがダンピングにつながって、公正労働、契約業務の履行、業務上の安全管理、サービスの品質保証が担保できなくなる恐れがある。地方自治法施行令の改正により可能となった入札制度の見直しを行う考えはないか。

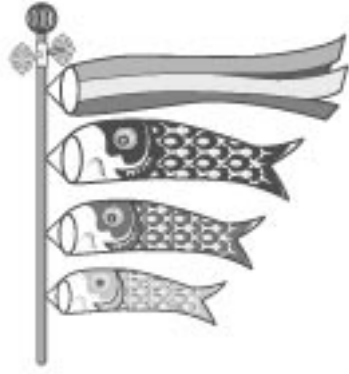
答 私自身も見積もりを出してもらうときに、本当にこれが適正な価格かどうか、ということを考えている。見積もりが本当に適正であるかどうかについては、きちんとした標準的なもの(基準)をもっておくことが必要。早急にチェックの方法や適正な価格での契約のあり方について庁内で検討したい。



## ▼ 請 願 ・ 陳 情 ▲

皆さんから提出された陳情は、所管の委員会に付託され、審査の結果、次のとおり決定しました。

番号	件 名	議決結果
陳情 第41号	(今議会提出分) 公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実に求める意見書の提出について	不採択
第42号	出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸し金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について	採 択
第43号	違法伐採問題への取り組み強化を求める意見書の提出について	採 択
陳情 第34号 第36号 第39号	(前議会提出分) 排水ポンプ機の取替えについて 宿毛市立野球場夜間照明施設の設置について 患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかれる医療」を求める意見書の提出について	継続審査 取り下げ 取り下げ
第40号	幡多地域に県立大学サテライト設置を求める意見書の提出について	採 択



## ● 議会を傍聴しませんか…

議会の傍聴は、どなたでもできます。  
次の定例会は6月上旬の予定です。詳しくは、  
議会事務局までお問い合わせください。(☎63-2907)  
また、委員会も傍聴できます。



## ★ 会議録の 閲覧を★

議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。  
詳しくは「会議録」をご覧ください。  
三月定例会の会議録は6月上旬にできる予定です。  
市立坂本図書館及び各支所でご覧になれます。ご利用ください。  
議会開会中は宿毛市のホームページとスマートフォンで映像中継しています。なお、ホームページでは、過去の議会映像も配信しています。



編集後記)  
すがすがしい季節がやってまいりました。  
今期定例会は、市長の行政方針の表明や平成十八年度当初予算の提案を受け、多くの議員から一般質問や議案質疑が行われ、活発な議論が交わされました。また、最終日には厳しい財政状況を考慮し、議員自らが月額報酬一律一万五千円引き下げ、及び議員定数を二名削減する議案を提案し、可決いたしました。

国の三位一体改革の推進等により、地方における財政事情は大変厳しい局面を迎えておりますが、市民サービスの低下を来たさないうよう、執行部と一丸となり取り組んでまいりますので、尚一層のご協力をお願いします。

### ＜ 編集委員 ＞

- 中 平 富 宏
- 沖 本 年 男
- 田 中 徳 武
- 中 川 貢
- 菱 田 征 夫